

令和元年第11回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 令和元年11月11日（月） 13時30分開会

開催場所 荒尾市役所第43号会議室

出席委員 12人

内田 浩明（副会長）

畑田 香織

前田 博礼

徳山 孝介

成徳 親幸

中尾 純一

濱崎 仁道

福田 榮一

前田 真也

濱田 陽子

齊藤 健

上田 清史

欠席委員 2人

農業委員会事務局出席者

局長 米田 靖彦

次長 藤井 浩一

書記 田中 雅之

書記 中山 敬二

議事日程

- 第1 議事録署名委員・会議書記の指名
- 第2 議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請について（賃貸借権設定）
議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）
議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について（地役権設定）
議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について
報告第23号 許可書返納届について
- 第3 その他

議長(会長) それではただ今より令和元年第11回の総会を開催いたします。本日は14名中12名出席ですので、総会は成立しています。本日は議題5件、報告1件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第55号 農地法第5条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局説明) 議案第55号 農地法第5条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請についてです。

3件です。

受付番号1

(譲渡人) 平山の個人

(譲受人) 玉名郡長洲町の個人

(土地の所在地) 平山の畑、面積353㎡、現況畑

(転用目的) 一般住宅、第2種農地

現地の状況ですが、申請農地は集落内にあるきれいに管理された保全状態の農地でした。事業計画書をご覧ください。計画の概要は住宅用地で、転用面積353㎡、建築面積が69.56㎡となっています。給排水計画につきましては、給水は市の上水を利用し、雨水は雨水樹に集水、生活雑排水および汚水は合併浄化槽により処理し、周辺農地の営農には影響無しです。以上です。

受付番号2

(譲渡人) 荒尾市荒尾の個人外4名

(譲受人) 増永の個人

(土地の所在地) 荒尾の田、面積1,556㎡、現況田 外4筆 合計3,684㎡

(転用目的) 貸資材置場、用途地域内の第3種農地

現地の状況ですが、申請農地は住宅地に隣接した場所にあり、荒れている状況の農地でした。事業計画書をご覧ください。計画の概要は資材置場です。給排水計画につきましては、給水は資材置場のため無く、排水も雨水のみで自然浸透となっております。水路などがありますが、境界より1~2m後退させ土砂が流出しないように注意し、被害が発生したら責任もって解決するとなっております。周辺農地の営農には影響無しです。以上です。

受付番号 3

(譲渡人) 水野の個人

(譲受人) 鹿児島市の太陽光発電事業の法人

(土地の所在地) 水野の畑、面積 1,489 m²、現況畑

(転用目的) 太陽光発電施設、第 2 種農地

現地の状況ですが、申請農地は何も耕作されておらず、荒れた状態の農地でした。事業計画書をご覧ください。計画の概要は太陽光発電事業で、転用面積 1,489 m²、事業面積も同じく 1,489 m²となっています。給排水計画につきましては、太陽光発電事業のため給水は無し、雨水は地下浸透となっています。以上です。

以上、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第 5 条の「所有権移転」許可申請については以上です

議長 ありがとうございます。それでは受付番号 1 について、担当委員は説明をお願いします。

委員 1 番ですが、所有者の娘夫婦が自宅を建築されます。排水面など、転用する上で問題は無いと考えます。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号 2 について、担当委員は説明をお願いします。

委員 2 番ですが、何も作っておらず荒れている農地です。事業用地に農地ではありませんが、ため池があります。ここも荒れていて通路として使用されます。資材置場にするということについては問題ないと考えます。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありま

せんか？よろしいでしょうか？

委員 申請地と北側の住宅地の間に農地がありますが、その農地はどうなっているのですか。

次長 その場所は何も耕作していない保全状態の農地です。境界から1～2mほど距離を置いて資材を置きます。

委員 盛土をされるのですか。

次長 盛土をする計画です。

委員 ブロック等は設置されますか。

次長 ブロックの設置はしません。

委員 土砂などが流出しないようにしないといけないと思います。

議長 他に御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号3について、担当委員は説明をお願いします。

— (「はい」 の声あり) —

委員 3番ですが、申請者に立ち会っていただきました。元々農地が3段になっていた場所で、2段目が申請地です。一番上の農地には梨が植えてありましたが、今は廃園となっています。一番下の段はすでに太陽光発電施設になっています。境もきちんと把握されています。問題ないと思います。この後の議案に出てきますが、申請地に入るために隣の農地の一部を通路として開設して、そこから資材等を運ぶそうです。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして**議案第56号農地法第5条の規定による農地等の「賃貸借権設定」許可申請**について、説明をお願いします。

(事務局説明)

1件です。

受付番号1

(貸出人) 蔵満の農業生産法人

(借受人) 桜山町四丁目の建設業の法人

(土地の所在地) 菰屋の畑 面積 2,798 m²、現況介在田

(転用目的) 資材置場、貸駐車場、第2種農地

現地状況ですが、申請地は荒れている状況の農地でした。

以前梨を作っていました。現在は荒れていて病害虫の温床となっている状況です。事業計画書をご覧ください。計画の概要は貸駐車場及び資材置場の計画で、貸駐車場798 m²、資材置場2,000 m²。給排水計画は駐車場及び資材置場のため給排水は不要、雨水は駐車場に溜枒を設け、資材置場は地下浸透となっており、近隣農地への影響はなしとなっております。以上です。

以上、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第5条の「賃貸借権設定」許可申請については以上です。

議長 ありがとうございます。では、担当委員は説明をお願いします。

委員 以前梨を栽培されていた場所です。造成するときに隣との畑との境に注意していただきたいと思います。転用に関しては問題無いと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか？

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。議案第56号を終了した

いと思います。では、つづきまして**議案第57号農地法第5条の規定による農地等の「使用貸借権設定」許可申請**について、説明をお願いします。

事務局次長 議案第57号 農地法第5条の規定による農地等の「使用貸借権設定」許可申請についてです。

1件です。

受付番号1

(貸出人) 荒尾市荒尾の個人

(借受人) 荒尾市荒尾の個人

(土地の所在地) 荒尾の田、面積297㎡、現況畑

(転用目的) 一般住宅、用途地域内の第3種農地

現地の状況ですが、申請地は草刈りなど管理され、何も作付けされていない保全管理状態の農地でした。事業計画書をご覧ください。計画の概要は住宅用地で、事業面積297㎡、建築面積が57.96㎡となっています。

給排水計画につきましては、給水は市の上水を利用し、雨水は雨水桝に集水、生活雑排水および汚水は下水道に接続し、周辺農地の営農には影響ありません。以上です。

審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第5条の規定による農地等の「使用貸借権設定」許可申請については以上です。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員は説明をお願いします。

委員 貸人と借人の関係は叔父と甥になり、所有権の移転を行わず使用貸借権を設定し住宅を建設されます。隣に水路があり水は無い状態でしたが、土砂が水路に流れないように工事をしていただくようお願いしてきました。転用に関しては問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか？

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。議案第57号を終了したいと思います。では、つづきまして**議案第58号農地法第5条の規定による農地等の「地役権設定」許可申請**について、説明をお願いします。

事務局次長 **議案第58号 農地法第5条の規定による農地等の「地役権設定」許可申請**についてです。

1件です。

受付番号1

(貸出人) 水野の個人

(借受人) 鹿児島市の太陽光発電事業の法人

(土地の所在地) 水野の畑、面積222㎡、現況畑

(転用目的) 通路、第2種農地

申請地は柿類を植えてある農地の一部でした。事業計画書をご覧ください。計画の概要は太陽光発電に係る土地の通行地役権の設定で、事業面積29、56㎡となっています。給排水計画につきましては、通路であるため給排水設備は不要、雨水は地下浸透で、近隣の農地への営農には影響ありません。以上です。

審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第5条の規定による農地等の「地役権設定」許可申請については以上です。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員は説明をお願いします。

委員 先ほどの太陽光発電施設の事案でも話しましたが、通路として開設するということです。所有者の方も通れるようにするという事です。特に問題は無いと考えます。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか？

— (「はい」 の声あり) —

では続きまして議案第59号農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

(事務局説明) 議案第59号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画についてです。

別紙をご覧ください。今回は、令和元年11月13日の公告予定です。今回が11回目の利用権設定となっております。

1ページをご覧ください。総括表ですが、左側が今回の設定面積です。利用権設定の新規設定5年の田で50,349㎡、再設定3年の畑で2,175㎡、再設定5年の田で2,313㎡、畑で2,287㎡、利用権設定の合計が57,124㎡となっております。所有権移転が田で1,736㎡、今回の利用集積計画合計が58,860㎡となっております。ページ右下の第1回目からの累計が246,165㎡となっております。2ページをご覧ください。上から13筆は川登の圃場整備に係る農業公社との利用権の設定です、まとめてご説明申し上げます。

(借り手) 熊本県農業公社

(利用権を設定する土地)

川登の圃場整備、現況地目は田、面積の合計が49,678㎡、です。利用内容は水田で、期間は2019年12月26日から2024年12月25日までの5年間です。内訳として新規5年の賃貸借権が11筆、賃料は10aあたり15,000円です。新規5年の使用貸借権が2筆で8,269㎡、賃料は0円となっております。農業公社との利用権の設定は以上です。

1 件目

利用権新規設定です

(借り手) 牛水の個人

(貸し手) 牛水の個人

(利用権を設定する土地) 牛水の田、面積 671 m²

利用目的は水稲で、期間は令和元年12月1日から令和6年11月30日までの5年間、借料は0円です。

2 件目

利用権再設定です

(借り手) 蔵満の個人

(貸し手) 蔵満の個人

(利用権を設定する土地) 蔵満の畑、面積 535 m²

利用目的は野菜で期間は令和元年12月1日から令和6年11月30日までの5年間、借料は0円です。

3 件目

利用権再設定です

(借り手) 上井手の個人

(貸し手) 上井手の個人

(利用権を設定する土地) 上井手の畑、面積 1,752 m²

利用目的はみかんで期間は令和元年12月1日から令和6年11月30日までの5年間、借料は0円です。

4 件目

利用権再設定です

(借り手) 川登の個人

(貸し手) 川登の個人

(利用権を設定する土地) 川登の畑、面積 2,175 m²

利用目的は施設野菜で期間は令和元年12月1日から令和4年11月30日までの3年間、借料は10aあたり15,000円です。

5 件目

利用権再設定です

(借り手) 水野の個人

(貸し手) 水野の個人

(利用権を設定する土地)

1 筆目：水野の田、面積 1,164 m²

2 筆目：水野の田、面積 1,077 m²

3 筆目：水野の田 面積 72 m²

利用目的はいずれも水稲で期間は令和元年 1 2 月 1 日から 6 年 1 1 月 3 0 日までの 5 年間、借料は 1 0 a あたり 6 0 kg の物納です。

所有権移転です

(譲受人) 平山の個人

(譲渡人) 福岡市東区の個人

(所有権を設定する土地)

1 筆目：平山の田 面積 1,381 m²

2 筆目：平山の田 面積 355 m²

利用目的はいずれも水稲で所有権の移転・引渡日は令和元年 1 2 月 1 日、対価は無償です

農用地利用集積計画については以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

議長 では**議案第 5 9 号**を終了したいと思います。続きまして**報告事項**に移りたいと思います。報告事項ですので、続けてお願いしたいと思います。

(事務局説明)

報告第 23 号 許可書返納届について (1 件)

議長 ありがとうございます。審議はありませんが、御意見御質問受け付けます。何かございませんか？

— (「なし」 の声あり) —

議長 では本日予定していました議案は全て終了しました。事務局から何かありませんか？

事務局より事務連絡

議長 ありがとうございました。他に何かございませんか？

— (「なし」の声あり) —

議長 それでは、これをもちまして令和元年第11回総会を終わります。